

刈谷市AED貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が参加するイベントにおいて突然の心停止状態に陥いる者が生じたときの救命活動に備えるために行う自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 AEDの貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するイベントを主催する団体等とする。

(1) おおむね10人以上が参加する市内で開催される公益性のあるイベントであり、営利を目的としないもの

(2) その他市長が適当と認めるもの

(貸出条件)

第3条 AEDの貸出しを受けようとする団体等（以下「借受希望者」という。）は、医師、看護師、救急救命士又は救急救命講習等を修了した者を、イベントを実施する会場に常時配置しなければならない。

(貸出期間)

第4条 AEDの貸出期間は、原則としてイベントの初日の前日から最終日までとし、7日を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの申請)

第5条 借受希望者は、貸出しを受けようとする日が属する月の前月の初日から貸出しを受けようとする日の7日前までに、AED貸出申請書（様式第1号。以下「貸出申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第6条 市長は、貸出申請書を受理した場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、AED貸出承認通知書（様式第2号）により借受希望者に通知するものとする。

(1) 医師、看護師、救急救命士又は救急救命講習等を修了した者が、イベントを実施する会場に常時配置することができないと認められるとき。

(2) AEDを常に良好な状態で管理することができないと認められるとき。

(3) 故障その他の事由によりAEDの貸出しができないとき。

(4) その他市長がAEDの貸出しについて適当でないと認めるとき。

(費用負担)

第7条 AEDの貸出料は、無料とする。

(借受者の責任)

第8条 貸出期間中のAEDの維持管理は、第6条の規定による承認を受けた団体等（以下「借受者」という。）の責任において行わなければならない。

2 借受者は、AEDを破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかにAED破損・汚損・紛失届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、借受者は自己の負担において原状に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) AEDを取扱説明書に従い適切に使用すること。

(2) AEDを救命活動以外に使用しないこと。

(3) AEDを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。

(返却及び報告)

第10条 市長及び借受者は、借受者がAEDを返却しようとするときは、AED返却確認書（様式第4号）により状態を確認するものとする。

2 借受者は、AEDを使用した場合は、AED使用状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、AEDの貸出しの承認を取り消し、借受者からAEDを返還させることができる。

(1) 借受者がイベントを中止したとき。

(2) 借受者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他管理上特に必要があると認めるとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行する。